

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公開番号】特開2005-327708(P2005-327708A)

【公開日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-046

【出願番号】特願2005-111857(P2005-111857)

【国際特許分類】

H 05 B	33/06	(2006.01)
G 09 F	9/30	(2006.01)
H 05 B	33/04	(2006.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/22	(2006.01)
H 05 B	33/26	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/06	
G 09 F	9/30	3 3 0 Z
H 05 B	33/04	
H 05 B	33/12	B
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/22	Z
H 05 B	33/26	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月20日(2008.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上に、第1の電極と、前記第1の電極上に有機化合物を含む層と、前記有機化合物を含む層上に第2の電極とを有する発光素子を複数有する画素部と、前記画素部に信号を入力する駆動回路部と、を備え、

前記画素部と前記駆動回路部とはそれぞれ薄膜トランジスタを有し、

前記駆動回路部が有する薄膜トランジスタ上に端子電極が設けられ、前記端子電極にプリント配線回路が電気的に接続され、

前記第1の電極と前記端子電極とは、同一の透明導電膜をパターニングして形成されたものであることを特徴とする発光装置。

【請求項2】

基板とカバー材との間に、第1の電極と、前記第1の電極上に有機化合物を含む層と、前記有機化合物を含む層上に第2の電極とを有する発光素子を複数有する画素部と、前記画素部に信号を入力する駆動回路部と、を備え、

前記画素部と前記駆動回路部とはそれぞれ薄膜トランジスタを有し、

前記駆動回路部が有する薄膜トランジスタ上に端子電極が設けられ、前記端子電極にプリント配線回路が電気的に接続され、

前記第1の電極と前記端子電極とは、同一の透明導電膜をパターニングして形成された

ものであり、

前記基板は矩形であり、前記基板の3辺の端面にはシール材が設けられ、

前記基板の3辺の端面は、前記シール材によって固定された前記カバー材によって覆われていることを特徴とする発光装置。

【請求項3】

基板とカバー材との間に、第1の電極と、前記第1の電極上に有機化合物を含む層と、前記有機化合物を含む層上に第2の電極とを有する発光素子を複数有する画素部と、前記画素部に信号を入力する駆動回路部と、を備え、

前記画素部と前記駆動回路部とはそれぞれ薄膜トランジスタを有し、

前記駆動回路部が有する薄膜トランジスタ上に端子電極が設けられ、前記端子電極にプリント配線回路が電気的に接続され、

前記第1の電極と前記端子電極とは、同一の透明導電膜をパターニングして形成されたものであり、

前記駆動回路部上にシール材と前記カバー材の端部が配置され、

前記基板は矩形であり、前記基板の3辺の端面には前記シール材が設けられ、

前記基板の3辺の端面は、前記シール材によって固定された前記カバー材によって覆われていることを特徴とする発光装置。

【請求項4】

請求項2または請求項3において、

前記シール材はフィラー、微粒子を含有することを特徴とする発光装置。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一において、

前記透明導電膜は、インジウム錫酸化物、Si元素を含むインジウム錫酸化物、酸化インジウムに2~20%の酸化亜鉛を混合した材料のいずれかを用いて形成されたものであることを特徴とする発光装置。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、

前記端子電極と前記駆動回路部の薄膜トランジスタとの間には、絶縁膜が設けられることを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、

前記端子電極と前記駆動回路部の薄膜トランジスタとの間には、絶縁膜が設けられ、

前記絶縁膜の側面を覆う導電膜を有することを特徴とする発光装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、

前記端子電極と前記駆動回路部の薄膜トランジスタとの間には、絶縁膜が設けられ、

前記絶縁膜の側面を覆う導電膜を有し、

前記導電膜は、前記第1の電極及び前記端子電極を形成するための透明導電膜と同一の透明導電膜をパターニングすることによって形成されたものであることを特徴とする発光装置。

【請求項9】

請求項1乃至請求項8のいずれか一において、

前記端子電極と前記駆動回路部の薄膜トランジスタとの間には、塗布法によって形成された絶縁膜が設けられていることを特徴とする発光装置。

【請求項10】

請求項1乃至請求項9のいずれか一において、

前記プリント配線回路は異方性導電接着材によって前記端子電極と電気的に接続されていることを特徴とする発光装置。

【請求項11】

請求項1乃至請求項10のいずれか一において、

前記画素部は、赤色の発光素子、緑色の発光素子、青色の発光素子を有し、
前記青色の発光素子における前記第1の電極の面積を前記赤色の発光素子及び前記緑色
の発光素子における前記第1の電極の面積よりも大きくすることを特徴とする発光装置。

【請求項 1 2】

請求項 1 乃至 請求項 1 1 のいずれか一において、
前記発光装置は、ビデオカメラ、デジタルカメラ、パソコンコンピュータ、または携
帯情報端末であることを特徴とする電子機器。